

「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」の改訂 新旧比較表

新（改訂前と異なる主要部分を赤字で表示）	旧（本文内の主要変更部分を文字で表示）
<p style="text-align: right;">令和 4 年 3 月 18 日</p> <p>会員機関の長 様</p> <p style="text-align: center;">(一社) 日本総合健診医学会 (公社) 日本人間ドック学会 (公財) 結核予防会 (公社) 全国労働衛生団体連合会 (公財) 日本対がん協会 (公社) 全日本病院協会 (一社) 日本病院会 (公財) 予防医学事業中央会</p> <p>「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」の改訂について</p> <p>新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、日本への入国・帰国者の待機期間等の政府方針を踏まえ、健診 8 団体で作成しました「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」を別添のとおり改正しましたので連絡します。</p>	<p style="text-align: right;">令和 3 年 9 月 24 日</p> <p>会員機関の長 様</p> <p style="text-align: center;">(一社) 日本総合健診医学会 (公社) 日本人間ドック学会 (公財) 結核予防会 (公社) 全国労働衛生団体連合会 (公財) 日本対がん協会 (公社) 全日本病院協会 (一社) 日本病院会 (公財) 予防医学事業中央会</p> <p style="text-align: center;">「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」の改訂について</p> <p>令和 3 年 8 月 20 日付内閣官房新型コロナウイルス対策感染症対策室事務連絡「昨今の感染状況及び細心のエビデンスを踏まえた業種別ガイドラインの改訂並びに順守・徹底等について（依頼）」（別添）に基づき、令和 2 年 5 月 1 日健診 8 団体で作成（同 5 月 14 日改訂）しました「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」を別添の通り改正しましたので連絡します。</p> <p>今回の主な改訂内容は下記の 3 点です。</p> <p>なお、不織布マスクの供給も順調であり、常時不織布マスクを着用することとしました。消毒用アルコールの供給も順調であり、手指消毒の励行は勿論、什器や聴診器等の消毒は基本的に環境にやさしいアルコールを原則としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

(別紙)

令和2年5月 1日
改正 令和2年5月14日
改正 令和3年9月24日
改正 令和4年3月18日

(一社) 日本総合健診医学会
(公社) 日本人間ドック学会
(公財) 結核予防会
(公社) 全国労働衛生団体連合会
(公財) 日本対がん協会
(公社) 全日本病院協会
(一社) 日本病院会
(公財) 予防医学事業中央会

健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について

私たちの提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染

- 1 新型コロナウイルスの感染は、当初、飛沫感染及び接触感染により広がるとされていましたが、その後、エアロゾル（ウイルスを含む微細粒子）によるマイクロ飛沫感染も重要な感染ルートと認識されていることから、当初から全体を包括した対策としていましたが、今回の改正では、マイクロ飛沫感染対策を明確化したこと
- 2 内閣官房新型コロナウイルス対策感染症対策室から示された「職場における検査の更なる活用・徹底」について反映したこと
- 3 新型コロナウイルスに対するワクチン接種の効果が明らかになり、接種が進んでいることや抗原検査・PCR検査の普及も本対策の内容に含め、ワクチン接種者への対応を明確化したこと

(別紙)

令和2年5月 1日
改正 令和2年5月14日
改正 令和3年9月24日

(一社) 日本総合健診医学会
(公社) 日本人間ドック学会
(公財) 結核予防会
(公社) 全国労働衛生団体連合会
(公財) 日本対がん協会
(公社) 全日本病院協会
(一社) 日本病院会
(公財) 予防医学事業中央会

健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について

私たちの提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染

症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境の確保に努めます。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、今後も新たな知見等が得られた場合、その都度改訂されるものです。

I 健診実施機関の対応

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、最新の医学情報を基にした対策を講じます。

いわゆる「3つの密」（①密閉・②密集・③密接）の一つひとつを避けることが重要です。健診施設は、3つの密を可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診施設の受診環境の確保

- ・受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、健診施設（会場）内では不織布マスク着用を原則とします。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ・マスク着用がない場合は受診をお断りいたします。
- ・健診受付後、速やかに問診、体温測定等を行い、受診者の健康状態を確認します。
- ・発熱があるなど、健診受診者として不相当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復するなど安全を確認してからの受診をお願いします。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして十分に行います。ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は窓やドアの開放による換気は必須でないものとします。
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
- ・職員は、アルコール消毒液等による入念な手指の消毒を励行します。

症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境の確保に努めます。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、今後も新たな知見等が得られた場合、その都度改訂されるものです。

I 健診実施機関の対応

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、最新の医学情報を基にした対策を講じます。

いわゆる「3つの密」（①密閉・②密集・③密接）の一つひとつを避けることが重要です。健診施設は、3つの密を可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診施設の受診環境の確保

- ・受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、健診施設（会場）内では不織布マスク着用を原則とします。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ・マスク着用がない場合は受診をお断りいたします。
- ・健診受付後、速やかに問診、体温測定等を行い、受診者の健康状態を確認します。
- ・発熱があるなど、健診受診者として不相当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復するなど安全を確認してからの受診をお願いします。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして十分に行います。ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は窓やドアの開放による換気は必須でないものとします。
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
- ・職員は、アルコール消毒液等による入念な手指の消毒を励行します。

- ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒等により清拭し環境衛生に努めます。

○ 健診施設職員が感染源とならないための配慮

- ・職員には新型コロナウイルスワクチン接種を推奨します。ただし、個人の体質等により接種が困難な場合を除きます。
- ・職員は毎朝出勤前に体温測定します。
- ・管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録します。
- ・すべての職員は不織布マスクを着用します。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能なマスクの着用を認めます。
- ・手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底します。
- ・職員休憩室やロッカー室は十分に換気し、什器等の定期的な消毒を行います。
- ・職員休憩室やロッカー室等においては不織布マスクを着用し、会話は小声で行います。
- ・職員食堂等での飲食に際しては、室内を十分に換気し、一人ひとりの間隔を十分とり、飲食中マスクを外した状態での会話は厳禁とします。
- ・職員は、発熱や体調不良等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診します。
- ・管理者は、医療機関受診の結果、新型コロナウイルス感染症が否定された場合には、職員の発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間が経過している状態を確認して復帰させます。
- ・出勤後に少しでも体調が悪いと訴える職員が見出された場合や発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、管理者は当該職員の勤務を直ちに停止し、個室に隔離した上で、施設内で抗原簡易キット等を活用して新型コロナウイルスの検査を実施するか、速やかに医療機関の受診を指示します（抗原簡易キットの購入は「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドライン改訂並びに遵守・徹底等について」を参照すること）。
- ・抗原簡易キット等で検査結果が陽性であった場合、速やかに医療機関を受診させます。また、当該職員と濃厚接触した職員に対し、保健所の手承を得た上で、PCR 検査等を速

- ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒等により清拭し環境衛生に努めます。

○ 健診施設職員が感染源とならないための配慮

- ・職員には新型コロナウイルスワクチン接種を推奨します。ただし、個人の体質等により接種が困難な場合を除きます。
- ・職員は毎朝出勤前に体温測定します。
- ・管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録します。
- ・すべての職員は不織布マスクを着用します。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能なマスクの着用を認めます。
- ・手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底します。
- ・職員休憩室やロッカー室は十分に換気し、什器等の定期的な消毒を行います。
- ・職員休憩室やロッカー室等においては不織布マスクを着用し、会話は小声で行います。
- ・職員食堂等での飲食に際しては、室内を十分に換気し、一人ひとりの間隔を十分とり、飲食中マスクを外した状態での会話は厳禁とします。
- ・職員は、発熱や体調不良等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診します。
- ・管理者は、医療機関受診の結果、新型コロナウイルス感染症が否定された場合には、職員の発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間が経過している状態を確認して復帰させます。
- ・出勤後に少しでも体調が悪いと訴える職員が見出された場合や発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、管理者は当該職員の勤務を直ちに停止し、個室に隔離した上で、施設内で抗原簡易キット等を活用して新型コロナウイルスの検査を実施するか、速やかに医療機関の受診を指示します（抗原簡易キットの購入は「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドライン改訂並びに遵守・徹底等について」を参照すること）。
- ・抗原簡易キット等で検査結果が陽性であった場合、速やかに医療機関を受診させます。また、当該職員と濃厚接触した職員に対し、保健所の手承を得た上で、PCR 検査等を速

やかに実施します。

- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。
- ・職員の同居者に新型コロナウイルス感染が発生した場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

○ 緊急時の対応（健診中に新型コロナウイルス感染を疑う所見が認められた場合）

- ・胸部エックス線検査等で新型コロナウイルス感染を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者を個室へ誘導し、状況を説明して、その後の健診を中止し、医療機関の受診を勧奨します。
- ・当該受診者の施設内の移動経路について調査し、接触部位の消毒を直ちに行い、関与した職員の接触状況を調査します。
- ・当該受診者と濃厚接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス感染の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

○ 健康診断項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎にアルコール消毒液等で清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、

やかに実施します。

- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。
- ・職員の同居者に新型コロナウイルス感染が発生した場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

○ 緊急時の対応（健診中に新型コロナウイルス感染を疑う所見が認められた場合）

- ・胸部エックス線検査等で新型コロナウイルス感染を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者を個室へ誘導し、状況を説明して、その後の健診を中止し、医療機関の受診を勧奨します。
- ・当該受診者の施設内の移動経路について調査し、接触部位の消毒を直ちに行い、関与した職員の接触状況を調査します。
- ・当該受診者と濃厚接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス感染の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

○ 健康診断項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎にアルコール消毒液等で清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、

使用ごとにアルコール消毒液等で清拭します。

③ X線撮影

- ・受診者が触れる箇所を毎にアルコール消毒液等で清拭します。

④ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

⑤ その他の生体検査機器

- ・受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液等で清拭します。

○ 巡回型健診における留意事項

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また 受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう事業者等に協力を要請します。
- ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

II 受診者をお願いする事項

○ 受診をお断りする場合

次に該当する方は、受診をお断りします。該当しなくなってから受診してください。

- ① 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方、及びその後の検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間が終了していない方。

- ② 受診時に風邪症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方。

- ③ 下記のいずれかに合致する方のうち、受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方。

- ・諸外国への渡航歴がある方。
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）。

使用ごとにアルコール消毒液等で清拭します。

③ X線撮影

- ・受診者が触れる箇所を毎にアルコール消毒液等で清拭します。

④ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

⑤ その他の生体検査機器

- ・受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液等で清拭します。

○ 巡回型健診における留意事項

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また 受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう事業者等に協力を要請します。
- ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

II 受診者をお願いする事項

○ 事前に受診者へ通知する事項

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。

なお、発熱や体調不良が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の症状である可能性がある場合も、感染を否定できないため受診をお断りします。新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の影響を避けるため、ワクチン接種後、数日以内の受診は出来るだけ避けてください。

- いわゆる風邪症状が持続している方、何らかの体調不良を感じている方
- 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- 過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とす

○ 受診延期を考慮していただきたい場合

① 新型コロナウイルスに感染した方

新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配が無くなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。入院や療養の解除基準を満たしてから十分な期間を置き、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

② 新型コロナワクチンを接種した方

接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

③ 基礎疾患のある方、高齢者の方

新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすいとされる高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患といった基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令期間中は、受診延期を考慮することを推奨します。

○ 受診に際して、受診者をお願いする事項

- ・ 健診施設（会場）内では各自不織布マスクを着用していただきます。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ・ 不織布マスクは特に指示が無い限り、常に着用していただきます。
- ・ 入口等にアルコール消毒液等を用意し、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
- ・ 健診施設では換気を定期的に行うので、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意するようお願いいたします。
- ・ 受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・ 健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。
- ・ 健診施設（会場）内での会話は最小限とし、小声でお願いします。

る。)のあった方

- 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
- 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方
- 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方
- ・ 基礎疾患（持病）の症状に変化がある方はかかりつけ医療機関に相談してください。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、緊急事態宣言の期間中などの受診延期も考慮していただきます。

○ 受診に際して、受診者をお願いする事項

- ・ 健診施設（会場）内では各自不織布マスクを着用していただきます。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ・ 不織布マスクは特に指示が無い限り、常に着用していただきます。
- ・ 入口等にアルコール消毒液等を用意し、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
- ・ 健診施設では換気を定期的に行うので、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意するようお願いいたします。
- ・ 受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・ 健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。
- ・ 健診施設（会場）内での会話は最小限とし、小声でお願いします。

